

地下鉄8号線延伸に係る地域公共交通計画等の策定について

江東区と東京都は、地下鉄8号線の延伸（豊洲～住吉間）及び豊洲駅改良の整備促進を図る観点から、沿線地域を対象とした地域公共交通計画を策定するとともに、地下鉄8号線の延伸及び豊洲駅改良を地域公共交通利便増進事業として実施するため、地域公共交通利便増進実施計画を策定する。

1 計画の目的

本計画は、国際競争力強化の拠点である臨海副都心と都区部東部の観光拠点等とのアクセス利便性の向上や、東京メトロ東西線等の混雑緩和及び駅の利便性向上等、鉄道ネットワークの充実を図ることを目的とする。

2 計画期間等

地域公共交通計画の計画期間及び地域公共交通利便増進事業（地下鉄8号線の延伸及び豊洲駅改良）の実施期間は、2022年度から2030年代半ばとする。

3 計画の主な内容

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づき、主に以下に示す内容を記載する。

地域公共交通計画	地域公共交通利便増進実施計画
<ul style="list-style-type: none">・ 基本的な方針・ 計画の区域・ 計画の目標・ 目標を達成するために行う事業・ 計画期間 等	<ul style="list-style-type: none">・ 事業を実施する区域・ 事業の内容及び実施主体・ 地方公共団体による支援の内容・ 事業の実施予定期間・ 事業の効果 等

4 今後の主な手続き（予定）

- ・ 住民等の意見募集の実施（地域公共交通計画のみ）
 - ・ 両計画の策定及び公表
 - ・ 地域公共交通利便増進実施計画を国土交通大臣へ認定申請
- ※国土交通大臣より認定を受けた場合は、鉄道・運輸機構の都市鉄道融資を活用することが可能となる。